

地震・津波等災害防災対策の充実強化に関する重点提言

地震・津波等災害防災対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地震・津波対策の充実強化について

- (1) 東海地震、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害想定の見直しと連動地震による被害想定の方定を早急に行うとともに、東南海・南海地震防災対策推進地域など著しい地震災害が生じる恐れのある地域について、地震防災対策強化地域として指定するなど大規模地震防災対策を強化すること。
- (2) 東日本大震災の被害実態を調査・分析し、津波浸水予測を含む地震・津波被害想定を根本的に改め、早急に防災基本計画及び防災指針等を見直しを行うとともに、具体的かつ総合的な地震防災対策を早期に講じること。
- (3) 地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五か年計画の見直しを行うとともに、計画事業に係る財政上の特別措置の範囲の拡大と補助率の嵩上げ等財政支援措置の充実・拡充を図ること。
- (4) 電気・ガス・上下水道、道路、橋梁、鉄道、港湾、通信等のライフライン施設の耐震化、防災機能の高度化を推進するとともに、早期の復旧を図るための資器材の備蓄・調達対策を確立すること。
また、市役所等災害対策本部や支援の拠点施設・避難施設となる公用・公共施設、避難路の耐震化や避難所、津波避難ビル等避難施設の整備を推進するとともに、財政措置を拡充すること。
- (5) 災害に強い海上輸送ネットワークの構築と地域防災力の構築を図るため、湾岸防波堤の改良や耐震強化岸壁の整備、海岸保全施設並びに臨港道路の耐震化等防災機能の高度化を推進するとともに、財政措置を拡充すること。
- (6) 広域的な災害時における緊急物資の備蓄や受け入れ・搬送、被災者の輸送等を担う防災拠点の整備、機能強化、迅速な搬送体制の確立を図るとともに、国民生活や経済活動に影響を及ぼすことのないよう供給体制を見直すこと。また、国として広域的な緊急物資の備蓄を行うこと。
- (7) 地震による災害想定を見直した上で、新たな緊急物資の備蓄計画の指針

等を示すとともに、緊急物資の備蓄のための財政措置の充実強化を図ること。また、物資や人材、災害用衛星携帯電話等のデータベース化を行うこと。

- (8) 災害が複数県にわたり多数の避難者が生じた場合は、国において具体的な避難方針、計画を定める等、適切な措置を講じること。
- (9) 災害時においては、病院、福祉施設、ごみ処理施設等のライフラインを優先的に復旧させるとともに、医療材料及び燃料等を優先的に確保すること。また、自治体が災害時の即応分として備蓄している医薬品等には使用期限があり、定期的な買替えが必要であることから、医薬品等の備蓄に必要な財政措置の充実強化を図ること。
- (10) 災害時においては水道施設応急復旧用資器材の調達が困難となり、早期の復旧が図れないことから、当該資器材の調達が円滑に行えるよう備蓄対策等の制度の確立を図ること。

2. 防災対策の充実強化について

- (1) 災害対策基本法は、市役所機能の喪失や域外避難など広域的な大規模災害に十分対応していないことから、こうした事態も想定し、国、都道府県、市町村の役割分担を踏まえた多重的かつ具体的な防災体制が構築されるよう改正すること。
- (2) 災害対策全般に関する情報を市町村へ速やかに伝達するシステムを整備するとともに、防災行政無線のデジタル化や衛星携帯電話など情報伝達システムの整備の推進、財政措置の拡充を図ること。また、防災行政無線のデジタル化について、機器の開発状況等に応じアナログ波の使用期限を延長する等、適切な対策を講じること。
- (3) 災害対策への全国的な財政需要の増加に鑑み、十分な財源を確保するとともに、財政措置を講じること。また、災害復旧事業に係る事務費について、適切な財政措置を講じること。
- (4) 一般家庭における防災対策の促進及び自主防災組織の育成等に対する財政措置を講じること。
- (5) クラウドコンピューティングの推進等による自治体情報保管の確実性を高めるための重層的な安全システムの構築に対する支援策を講じること。
- (6) 被災者生活再建支援システムの導入や構築に対する支援策を講じること。

(7) 交通手段の途絶により孤立状態に陥りやすい島嶼部、山間部等に対し、防災対策の充実、財政措置の充実強化を行うこと。

3. 支援対策等の充実強化について

(1) 現行の災害救助法は、都道府県が国の法定受託事務として救助を行うこととなっており、基礎自治体間の相互協力、連携については、全く想定されておらず、垂直的な救助にとどまっているなど、大規模災害や広域的災害に即応できるものとなっていない。従って、地方自治体が迅速かつ柔軟に即応できる制度とするとともに、地方自治体間の水平的、自主的な支援に対する国の費用負担を明文化するなど抜本的に見直すこと。

(2) 被災自治体と支援自治体が、迅速に実態に即した活動ができるよう全国的な物的、人的支援の仕組みの構築を推進するとともに、被災者や被災自治体のみならず物的・人的支援を行う自治体、避難者を受け入れる自治体に対する財政措置制度を設けること。

(3) 災害や災害復旧に関する重要な決定事項・情報については、自治体へ速やかに提供するとともに、国民が混乱することのないよう情報提供のあり方を検討すること。

(4) 被災者、避難者が社会保障、雇用を含む総合的な行政サービスを享受することができるよう、国において適切な措置を講じること。

4. 火山災害対策として、関係機関における調査・研究の推進及び支援を行うとともに、火山ハザードマップの作成・公表を踏まえ、中央防災会議決定の「富士山火山広域防災対策基本方針」等による広域的かつ重点的な火山防災対策を推進すること。また、東海地震と同様に、富士山噴火においても火山情報に応じた高速道路活用の防災体制を整備すること。

5. 消防・救急体制の充実強化について

(1) 消防救急無線のデジタル化に必要な財政措置を拡充するとともに、高速道路等の長大トンネルに設けられた消防救急無線設備のデジタル化を道路管理者等が行うよう必要な措置を講じること。

(2) 消防施設、車両、資機材及び通信機器等の整備による常備消防・非常備消防の機能強化、消防広域化に対する財政措置を拡充すること。

(3) 救急車の適正利用を図るため、更に国において積極的な対策を講じること。